

[最優秀賞]

依頼人の名誉を守れ

認定落ち＋正当防衛で無罪を得た傷害致死事件

久保田洋平 くぼた・ようへい 第一東京弁護士会・67期

傷害致死被告事件

東京地立川支判平29・11・21 平成28年(う)第1196号 LEX/DB25564307

初めての無罪

「被告人は、無罪」。その主文を担当事件で初めて聞いたのは、2年前の傷害致死事件である。

この事件は、私が裁判員裁判用の国選名簿に登録してから1週間後に、被疑者国選事件として配点された事件だった。初めての裁判員裁判ということで、私は大いに張り切った。証拠収集に励み、開示証拠に繰り返し目を通した。拙い弁護技術を少しでも底上げするために、手当たり次第に研修を受けまくり、そうした場で事件のアドバイスを求めたりもした。2人目の弁護人には、事務所所長の草道倫武弁護士(修習時代の指導担当でもあった)に就いていたが、その薫陶を受けながら全力で事件に向き合った。

その結果、傷害致死罪が暴行罪に認定落ちし、暴行について正当防衛が認められ無罪となった(控訴なく確定)。当時の弁護活動を振り返ってみたい。

事案の概要

1 酔っ払った被害者からまれた事案

事件は、10月下旬の朝5時半頃、居酒屋前の路上で起きた。被告人と被害者は初対面で、被告人の行きつけの居酒屋で偶々隣の席に座り、世間話をしていた。被害者は、一見してかなり酔っていた。そこで、店長が被害者を帰らせようとしたが、被害者は会計後も店に居座った。見かねた被告人が「もう帰った方がいい」と被害者に言ったところ、被害者は、被告人に「表へ出る」などと食ってかかった。「いいよ。俺が説得してやるよ」そう店長に言い残すと、被告人

は、被害者と外へ出て説得を試みた。

そのうちに被害者が頭突きをして殴りかかってきたので、被告人もやり返したところ、被害者は地面に倒れた。そこに店長や隣のスナックのママが出てきて、二人を引き離した。店長が、倒れている被害者に「救急車を呼ぶか」と尋ねたところ、被害者は、笑ってアッカンペーをするように舌を出した。「大したけがはない」誰もがそう思った。

しかしその1時間半後、被害者は、現場に心肺停止状態で倒れているのを発見され、被告人は、店長の連絡を受けて現場に戻ったところを逮捕された。

2 被害者の傷と被告人の話

被疑事実によれば、被害者は、腸間膜(腹膜のひだの部分)が破れて(腸間膜損傷)、内出血を起こしていたという(後に死亡が確認された)。しかし被告人は、被害者の顔と右脇腹を殴り返したが、へそまわりは攻撃していないと話していた。

捜査段階

1 関係者の原始供述をとれ

まずやったことは、ICレコーダーを片手に、関係者の原始供述をとることだった。現場にある居酒屋とスナックの営業時間を確認し、店が空いていそうな早朝に訪問して、居酒屋の店長とスナックのママから話を聞かせてもらった。また、ほかに二人の様子を目撃した人がいなかったか探し回り、連絡がついた人に話をしてもらった。

その結果、二人が殴り合っている場面を見た人は

いないこと、来店時に被害者がかなり酔っている様子だったこと、倒れた後も被害者が動き回ったり通行人に向かって騒いだりしていたことがわかった。特に、被害者の倒れていた位置について、店長とママに現場で確認できたのは大きかった。

2 朝5時半のビデオ撮影

次にやったことは、現場の明るさや通行人・通行車両の量について調査することだった。私は、できる限り事件当時と同じ条件を整えるために、事件の1週間後の朝5時半に現場へ行くことにした。現場はコインパーキングの出口付近だったので、車を現場前の駐車スペースに停めて、約2時間、車内からビデオカメラを回し、人や車の往來を記録した。

この調査で、事件発生時刻は日の出前であったものの、街灯の光で十分明るかったこと、早朝にしては通行量の多い場所であることがわかった。

3 事故の可能性？

さらに、現場付近には、成人男性のへそと同じくらいの高さのポールがいくつか立っていた。被害者が酔ってポールに腹を打ちつけた事故の可能性はないか。そう思った私は、すべてのポールの高さを測定しておいた。

公判準備——訴因変更前

1 当初の訴因——「パンチ」で腸間膜が破れた

被告人は、傷害致死罪で起訴された。当初の訴因は「顔面や腹部を手拳で殴打する等して腸間膜損傷を生じさせ、失血死させた」というものだった。

2 ケース・セオリーの検討

(1) 事件後の第三者加害の可能性

解剖の鑑定書によれば、被害者のへそ付近には、外傷はなかったものの鶏卵～手拳大の円形の皮下出血があり、そこに打撃が加わって腸間膜が破れたようだった。しかし、仮に被告人が皮下出血の部分で殴ったとしても、被害者は立っていたので、腹部に受けた衝撃は背中側に逃げてしまい、腸間膜が破れるほどのけがにならないのではないか、と思われた。被告人が殴ったほかの部位にけがはなく、被告人の

パンチがそれほど強くなかったと考えられたのも、理由の一つである。

他方、被害者には、被告人との殴り合いでつuitとは考えられないような外傷が複数見られた。

そこで、事件後に被害者が別の誰かから暴行を受けた可能性があるのではないかと考えた。先輩弁護士からアドバイスをいただき、私は、コインパーキングの入出庫データを23条照会で取得した。すると、被害者が発見される前に、車が14台出入りしたことが判明した。車が入り出したということは、人が入り出したということで、出口付近にいた被害者が、駐車場に出入りする人と揉めた可能性が考えられた。

(2) 事件前の第三者加害の可能性

驚いたことに、被害者が店に来るまでの数時間の足取りは、つかめていなかった。しかも、店でそれほど飲んでいないにもかかわらず、被害者の血中アルコール濃度は、急性アルコール中毒のレベルだった。

そこで、被害者が来店前にどこかで腸間膜損傷を負ったが、アルコールの影響で感覚が麻痺していたので気づかなかった可能性はないか、と考えた。私は、腸間膜損傷に関する医学文献を調査し、腸間膜損傷とはどのような状況で生じるものなのか、受傷から自覚症状が出るまでの時間に関するデータがないか調査した。

(3) 「ポールでの事故」ストーリーの断念

他方、被害者の身長はちょうど私と同じくらいだったが、私と同じ身長では、現場付近にあったポールがへその高さよりも少々高すぎて、つま先立ちにならないとポールに腹を打ちつけることは難しかった。傍目には不審人物に見えたに違いないが、実際に現場ですべてのポールに自分の腹を押しつける実験をしていたおかげで、このケース・セオリーではたたかえないことがわかった。

公判準備——訴因変更後

1 検察官の交替と訴因変更——「パンチ」から「シュート」へ

起訴から半年後に、検察官が異動で交替した。その後検察官は、暴行態様を「顔面を殴打し、腹部を蹴る等の暴行を加え」たとする訴因変更を請求してきた。しかも、「被告人が、横向きに倒れている被害者

に対し、サッカーのシュートのように腹部を強く蹴るのを店内から窓越しに目撃した」という店長の検面調書が新たに作成され、証拠請求された。

2 傷と凶器が合わない!? 動作再現、サンダルの測定へ

私が最初に思ったのは、「足蹴りはありえない」ということだった。なぜなら、被告人は当時、いわゆるつまみ先部分はせいぜい厚さ1～2センチしかないのに対し、腹部の成傷器は皮下出血の大きさである鶏卵～手拳大(医学文献によれば4～7センチ大)よりも大きいはずなので、サンダルで蹴ってもそのような傷にならないと思ったからだった。

また、シュートの動作で強く蹴るためには、足を後ろに振り上げる必要がある。しかし、つまみ先サンダルを履いてその動作をすれば、後ろに振り上げた時点でサンダルが脱げてしまうはず、そう思った。

この推論を確かめる方法は、実際にやってみることだった。そこで、被告人のサンダルと同種の物を購入し、実際に履いて足蹴りの動作を試した。また、押収されていたサンダルを閲覧して採寸した。その結果、先の推論が正しいことがわかった。

3 店内からは見えない!? マネキンを使った実験へ

事件直後に店長から話を聞いた際、「腹部を蹴るのを見た」などという話は出ていなかった。したがって、何らかの理由で記憶が変容したか、または誘導などによって事実と異なる供述調書が作成された可能性を疑った。

そのとき目に留まったのは、店長が窓越しに目撃したというその窓の写真だった。窓の左半分からは、コインパーキングの大きな看板が見えており、被告人と被害者が見えるはずがなかった。また、右半分のうち中央寄りの部分は、張り紙で外が見えなかった。店長が外を見たときの視野は、窓全体の4分の1しかなかったのではないかと、そこから被害者の腹部は見えなかったのではないかと、そう疑問に感じた。

その疑問が強くなったのは、実況見分調書に添付されていた、店長がいた位置から窓越しに外を見たときの視野が書かれた図面である。私は、窓全体の

4分の1から見たときの視野を図面に書き込んでみた。そして、ポールの位置を頼りにしながら、店長とスナックのママから聞いていた被害者の倒れていた位置に、倒れた被害者を縮尺のとおり書き込んだ。するとやはり、店長のいた位置からは、被害者の脚が見えただけで、腹部までは見えなかったはずだとわかった。しかも被告人は、「倒れた被害者の太ももを踏みつけるように蹴った」と警察に話していたので、店長が見たのはその場面ではないか、そう思った。

そこで私は、被害者と同じ身長のマネキンを使って実験しようと考えた。まず、店長に、店から出てきたときに被害者が倒れていた位置にマネキンを置いてもらい、次に、店内に戻って窓越しに外を見た場所に立ってもらおう。そして、店長と同じ目線でビデオ撮影すれば、店長の証言に影響を与えずに検面調書の内容を検証できると考えた。

幸い、マネキンのレンタル会社から、被害者と同じ身長のマネキンを借りることができた。それを現場まで運び、店長にお願いして、上記の手順で実験を行った。すると、予想どおり、店長がいた位置(狭いカウンターの中)からは、被害者の太ももから下しか見えず、腰から上は見えないことがわかった。

私は思い切って、「Aさん(被告人)が相手のお腹を蹴るのを見たというあなたの供述調書があるんですが……」と切り出した。すると店長は、いや、そんなところは見ていませんよ、そう答えた。私は、検面調書がとられたときの状況を訊いた。店長によれば、その日は夜勤が終わり、普段なら寝ている時間帯に警察署に呼び出されて話を聞かれたという。そして、検察官から、被告人が被害者を蹴るのを見ていないか、被告人は被害者の腹部を蹴ったんじゃないか、などと訊かれ、本人がそう話しているんだ、蹴るような動作は見たけれど本人がお腹を蹴ったというならそうだったんだろうと思って、そう答えたようである。また、調書を打ち出す間は寝ていてかまわないと言われてうたた寝していたので、どんな内容の調書だったか覚えていない、とのことであった。私は、裁判では、事件のときに見聞きしたことを記憶のとおり話してほしい、事情聴取のときの状況についても、ありのまま法廷で話してもらいたい、と店長にお願いした。

撮影した映像をどのタイミングで証拠請求するかについては、悩ましかった。というのも、映像の内容

は(作り込みが甘かったせいもあって)指示説明と供述とが混在してしまい、非供述証拠として採用を求めるのは難しいと考えられたためである。そこで、刑法328条による請求を考えた。しかしその後、検察官が、店長の検面調書を2号書面として請求する可能性がある、と申し入れてきたため、この映像を証拠請求することなく終わった。

公判活動

1 2号書面の請求と却下

店長は、公判廷で、検面調書に書かれた内容をきっぱりと否定し、被告人が腹部を蹴るのは見ていない、眠くて早く事情聴取を終わらせてほしかったので、内容を碌に確認しないまま署名した、と証言した。そこで、店長の検面調書を作成した検察官の証人尋問が行われ、その検面調書が2号書面として請求された。

弁護側は、検察官が先入観を持って事情聴取にあたっていたこと、検面調書にはわざわざ「普段なら寝ている時間だが眠いわけではない」という記載があり、事情聴取の際に店長の体調を気遣っていたことを検察官自身も認めているから、「眠くて内容を確認しないまま署名した」という店長の証言を排斥できず、検面調書には特信性がない、と主張した。結果的に、2号書面の請求は却下された。

これで、腹部への蹴りを示す直接証拠はなくなり、検察官は立証の大きな柱を失った。

2 反対尋問でのちょっとした「冒険」

皮下出血の大きさとサンダルの厚さが合わないという点については、さすがに検察官も公判までに気づいたようで、解剖医に対する主尋問で「サンダルと足の指が当たったと考えて矛盾しない」という証言を引き出した。その証言を聞いた私は、「そうきたか……」と思うと同時に、「腸間膜が破れるくらい強い力で足の指が当たったのなら、被告人も足の指に大けがを負うのではないか」と感じた。証人がそう答えてくれる確証はなかった。しかし私は、自分の直感を信じて、反対尋問でその疑問をぶつけることにした。すると、証人から「骨折か脱臼くらいだと思う」という証言を得ることができた。もちろん、被告人にそんなけがは

なかった。

こうして得られた証拠をもとに、弁論では、被告人が足蹴りしたという事実を認めるには証拠が不十分であること、第三者加害などほかの可能性が残るので、被告人に傷害致死罪は成立しないことについて、証拠から導かれる事実とその意味づけを丁寧に論じるよう心がけた。

3 正当防衛——事実認定者へのメッセージ

残る山場は、正当防衛である。

店内での出来事については、店長が証言してくれた。その証言をもとに、被告人は、ただ被害者を説得して帰そうとして外へ出ただけであることを弁論で説明した。また、店の外での出来事については、店内での出来事、被告人の言動から、被害者を説得していたら突然攻撃された、という被告人の話が信用できることを説明した。

私は、事実認定者(特に裁判員)には、「被告人を無罪にすることが正しい判断なんだ」という使命感をもってもらうことが重要だと考えた。そこで、次のようなメッセージで弁論を締めくくった。

どうか皆さん、お店のため、ほかのお客さんのためにVさん(被害者)を説得しようとしたことを、Aさん(被告人)に後悔させないでください。あのとき見て見ぬふりして、黙ってお酒を飲んでいればよかった。そうすれば犯罪者呼ばわりされずにすんだのに。そんな悲しい後悔をAさんにさせないでください。Aさんは無罪になるべき人です。

こうした弁護活動の末に、冒頭の無罪判決となったわけである。

最後に

この事件では、多くの先輩や仲間から貴重なアドバイスをいただき、そのおかげで無罪判決を得ることができた。この場をお借りして謝意を表したい。また、これからもこの事件を受けたときの情熱と謙虚さを忘れずに、依頼人のために全力で事件と向き合うとともに、自己研鑽に励みたいと思う。

